



2014.2

消費者相談室ニュース

「助けて！」と言われても 騙されないで！

振り込め詐欺の防止のために、多額の現金を引き出す場合には、金融機関の窓口の職員らが声かけなどをして被害を未然に防いでいます。しかし最近、「息子のために金が必要だ」といった理由を隠し、「家のリフォーム費用」などと架空の使いみちを説明するため、窓口の職員が詐欺とは見抜けないケースが増えています。被害者は、実の息子や孫からの電話だと信用しているため、「家族を助ける行為を邪魔されたくない」という意識が働いていることや、「息子や孫の声はわかる」といった思い込みが被害の要因になっています。

また、お金の受け渡し方法は、振込だけではなく、宅配便や郵便で送付させる・バイク便業者や代理人が被害者の自宅近くに受け取りに現れて手渡しをさせるなど、手口が多様化しています。

- 「お金が必要」という電話があったら、必ず本人に電話をかけ直して確認をしましょう。
- 「すぐにお金を渡さないと大変なことになる」と急がせて、ゆっくり考える時間がない場合は要注意です。被害にあわないためには、「すぐにお金をわたさない！一人で決めない！」ことが重要です。
- もし本当にトラブルに巻き込まれている場合は、お金を用立てても問題は解決しません。簡単に貸してはいけません。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、
お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

